解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

山口県山口市神田町五番一一号

社団法人山口県中小企業経営者協会

代表清算人　唐下善次郎

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

徳島市万代町一丁目一番地

社団法人徳島県庁友会

清算人　谷川　博文

解散公告（第一回）

当法人は、社員の欠乏により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

福岡県大牟田市本町三丁目七―一一

医療法人大林眼科医院

清算人　大林　孚雄

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

福岡県久留米市城南町一五番地三

財団法人久留米地域産業技術振興基金

代表清算人　楢原　利則

解散公告（第一回）

当財団は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当財団に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

佐賀県鳥栖市京町八一二番地

財団法人鳥栖市地域振興財団

清算人　篠原　正孝

解散公告（第一回）

当法人は平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

長崎市江戸町二番一号

財団法人長崎県傷痍軍人会

代表清算人　野口　辰乃

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

長崎市大黒町九番二七号篠田ビル三階

社団法人長崎県医薬品登録販売者協会

代表清算人　篠田　隆司

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月四日開催の臨時総会の決議により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

熊本県熊本市東区戸島五丁目一〇番一五号

社団法人熊本県生乳検査協会

代表清算人　吉田　孝壽

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月十三日法人の目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

名古屋市名東区社が丘四丁目一一〇七番地

社会福祉法人孝経福祉会

清算人　加藤　幸司

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年三月十一日春日井市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

愛知県春日井市気噴町二丁目一八番地一

春日井南気噴土地区画整理組合

代表清算人　野田　恭

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月二十八日京都府知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

京都府亀岡市曽我部町南条屋敷二七番地

社団法人南條報徳社

代表清算人　須田　重治

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年三月五日兵庫県姫路市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

兵庫県姫路市安田四丁目一番地

姫路市西浦田下野土地区画整理組合

清算人代表　隅田　良一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十一月十三日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

宮崎県宮崎市月見ケ丘二丁目四四番七号

財団法人赤江振興会

清算人　川﨑　好

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月二十八日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南町二二番地一

財団法人金ケ崎町福祉基金

代表清算人　髙橋　由一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年九月二十日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

富山県富山市願海寺七五二番地

宗教法人瑞詮寺

清算人　眞岸　勝彦

第三十七期決算公告

平成二十四年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	八七、三八三
固定資産	二一五、三三二
合計	三〇二、七一六
負債及び純資産の部	
流動負債	五五、四九七
固定負債	六五、三四二
（退職給付引当金）	（二五、三四二）
株主資本	一八一、八七六
資本金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	一七一、八七六
利益準備金	一、〇〇〇
その他利益剰余金	一七〇、八七六
（当期純利益）	（一〇、四八〇）
合計	三〇二、七一六

平成二十五年四月一日

北海道余市郡余市町黒川町七丁目一三三番地

株式会社北海道ニッカサービス